

【令和2年第5回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和2年10月12日 文教委員長 木庭 理香子

- 「議案第108号 川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第110号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 連携施設が果たす役割等について

家庭的保育事業等に関して設定するとされている連携施設は、定員の多い認可保育所、幼稚園、認定こども園等の特定教育・保育施設の中から選ぶこととなっており、日々の保育の支援、代替保育、3歳児以降の受入先としての3つの機能を役割としている。

* 現在の連携施設の確保状況について

本市においては、3歳児以降の受入先の有無に違いはあるものの、全ての家庭的保育事業等で連携施設を確保している。

* 連携施設の確保に関する本市の取組について

家庭的保育事業等においては、国の基準では連携施設を自ら確保した上で申込みを行うものとなっているが、本市においては家庭的保育事業等の選考を終えた後に、本市が連携施設を選定して調整を行っており、今後も引き続き、同様の取組を行っていく。

* 家庭的保育事業等の卒園児の受入れについて

令和2年4月入所における優先利用調整の実施状況としては、342人の対象児童数に対し、優先利用調整の申込みをした人数は258人であり、そのうち2人が保留となったが、その後に幼稚園への入所が決まったこと等により、現在は解消されている。

* 優先利用調整における加点の在り方について

家庭の事情等により連携施設等に通うことが困難であり、優先利用調整を希望されない場合は、利用調整基準別表の「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」として指数7点を加点することで、利用調整に当たっての優先度を高める取扱いを行っている。

《意見》

* 本市として、引き続き連携施設を確保する取組を進めていくとされているものの、本条例改正により「連携施設を確保しなくてもよい」と規定されることから、代替保育等の連携施設が果たす役割、内容等が担保できなくなるおそれがあるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 111 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本市として、引き続き連携施設を確保する取組を進めていくとされているものの、本条例改正により「連携施設を確保しなくてもよい」と規定されることから、代替保育等の連携施設が果たす役割、内容等が担保できなくなるおそれがあるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 116 号 柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 工事車両の出入りに関する安全対策について**

世田谷町田線から小学校につながる道路は幅員約 5 メートルの比較的狭い道路であるため、世田谷町田線の交差点部及び敷地付近の仮設ゲートにそれぞれ 2 名の誘導員の配置を予定している。また、登校時間には極力、工事車両が通行しないよう、安全面に配慮して工事を進める予定である。

*** 特別支援学級を含む柿生小学校の児童数及び学級数について**

本年 5 月 1 日現在において、1 年生は 5 学級 154 名のうち特別支援学級の児童が 2 名、2 年生は 4 学級 121 名のうち特別支援学級の児童が 5 名、3 年生は 4 学級 135 名のうち特別支援学級の児童が 2 名、4 年生は 4 学級 128 名のうち特別支援学級の児童が 3 名、5 年生は 3 学級 109 名のうち特別支援学級の児童が 4 名、6 年生は 3 学級 100 名のうち特別支援学級の児童が 2 名在籍している。なお、特別支援学級は全体で 4 学級である。

*** 今後の学級数の見通し等について**

今年度及び来年度は現在と同様の 23 学級で推移し、令和 7 年度には 27 学級となる見通しであり、増加する児童数に対応した増築工事を行うものである。

*** 2 階及び 3 階に設置される配膳室の活用方法及びエレベーターの設置状況について**

配膳室は、調理を終えた給食を各教室へ配膳するためのワゴン置き場として設置するものである。新築校舎にはエレベーターが設置されるが、既存の校舎にも同様に設置されている。

*** 新築校舎の建設予定地に所在する緑地の今後の対応について**

現在の緑地は竹林、稻作用地等であるが、新築校舎の建設に伴い、新たに学園菜園として新築校舎の南側に緑地のスペースを設ける予定であり、規模は縮小するものの、同スペースでは従来と同様に稻作等を行うことを予定している。竹林については復元、移植を検討していないが、建築敷地面積の 10 % 以上の緑化を求める緑化基準を確保している。

* 新築校舎の屋上を活用した菜園の検討について

新築校舎の南側及び北側に住宅が立地しているため、プライバシー及び日照の問題等から、あえて屋上を活用した計画とはしていない。

* 新築校舎の建設に当たっての近隣住民からの苦情について

苦情は受けていないが、昨年9月の環境アセスメントに伴う住民説明会の中で、日照等について北側の住宅等に個別に説明を行った。

* 工事の際に掲出する「事業計画のお知らせ」による住民からの意見書提出の案内等について

本件は環境アセスメントの手続において住民意見の聴取の機会を設けているため、総合調整条例による意見書提出の案内等は記載されていない。「事業計画のお知らせ」の主な記載内容は、工事の概要、規模、用途、設計者、建主等の情報である。

* 「事業計画のお知らせ」に記載されている本工事の完成予定期について

工事完了予定日欄に、「令和4年3月頃」と記載されている。

* 令和4年2月28日を完成期限とした本議案と「事業計画のお知らせ」における工事完了予定日との記載の差異について

「事業計画のお知らせ」に記載のとおり、当初は工事完了予定日を令和4年3月頃としていたものの、その後、発注の段階において令和4年2月末と変更となったものであるため、至急修正を行う。

* 新築校舎を使用する学年及び特別支援学級への対応について

新築校舎は高学年が使用する。また、特別支援学級への対応については、現在は普通教室を使用することを想定しているが、必要に応じて改修による対応を可能としている。

* 完成までの間における学区の変更を含めた児童数増加への対応の考え方について

学校は教育の場だけではなく、市民活動の場や防災拠点の面からも地域に密接に関わっており、長い歴史の中で地域に学区が定着していることなどから、新設ではない今回の柿生小学校の増築に際しては、通学区域の見直しを予定していない。児童の急増への対策としては、余裕教室や多目的教室の転用又は増築等により行うこととし、それでもなお教室に余裕がない場合に、通学区域の見直しを検討することとしている。

* 近隣の真福寺小学校における特別支援学級を含む学級数及び児童数について

本年5月1日現在において、特別支援学級3学級の児童10名を含め、1年生は1学級35名、2年生は2学級44名、3年生は2学級48名、4年生は1学級34名、5年生は2学級46名、6年生は2学級55名の計13学級262名が在籍している。

* 柿生小学校の特色及び今後の児童数の減少を踏まえた対応の考え方について

特に他の学校と異なる特色を有しているものではないが、当該小学校は地域開放を見据えた開放玄関、特別活動室等を備えている。当該地域では現在は児童数が増加しているものの、今後の児童数の減少を見据えた学校施設の在り方については課題と認識している。現在、新たな学校開放の在り方等について模索して

いるところであり、引き続き対応を検討していく。

《意見》

- * 事故が起こらないよう適宜、状況に応じた安全対策を講じてほしい。
- * 過去に多くの児童が通っていた河原町小学校が閉校した例を踏まえ、今後の人口減少を見据えて事後の活用等を検討し、新校舎の建設を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第118号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第123号 新川崎地区小学校建設用地の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 不整形な形状で建設用地を購入した経緯について

本件は、平成18年に事業者が土地を取得した後、本市において学校用地として必要な面積の土地を購入する必要が生じたことから、事業者と協議を行ってきたものである。最終的には事業者が具体的な土地の形状等を含めて本市に提案し、その提案を受けて本市では、面積、位置、形状から学校の設置が可能と判断したものである。

* 当該地域で不足する保育所等のために事業残地の一部分を含めて購入及び活用する考え方について

本件用地を含む一体の土地を平成18年に事業者が取得して以降、共同住宅の開発計画について市全体で共有を図る中で、教育委員会としては小学校の建設が必要であると判断し、この間事業者と協議を行ってきた。また、建設用地面積の決定の過程において全庁的な情報共有は行っており、結果として土地を取得してまで他の用途での活用は行わないこととされ、小学校用地としてのみ取得するとの結論に至ったものである。

* 土地の取得における契約条件の考え方について

現在、本件については仮契約を結んでおり、これまでの協議過程等を踏まえると残地補償の内容を変更することは困難である。今後、どのような案件で用地の取得が必要となるかは分からず、用途や地権者側の意向等、個々の案件で判断は異なってくると思われるが、本市の事業目的が果たせる中において、より好条件を求めて交渉していくべきであると考えている。

* 残地補償に係る制度を所管する建設緑政局との本件の補償に関する議論について

本件は所有者が同一の事業者である一体の土地において生じた事案であることから、評価に当たっては一体の土地として行う必要があるため、関係規定上、残地補償が生じたものであり、制度所管局である建設緑政局とも確認して事業を実施してきたところである。

今後、新たに土地の取得が生じた際は、今回の事例を踏まえた対応を行ってい

きたい。

* 残地補償の運用の在り方に関する議論の委員会への報告について

制度所管局である建設緑政局と確認して対応したいと考えている。

* 残地補償に関する規定の整備状況について

本市では、「川崎市の事業の施行に伴う損失補償基準」及び同実施細則等で定められており、このような残地補償の規定は、全国的に各地方公共団体において定められているものと聞いている。

* 残地補償に関する法律の規定について

制度所管局と確認の上、改めて情報提供したいと考えている。

* 不整形な土地であることについての事業者との協議の有無等について

当時の詳しい経過は確認できていないものの、事業者側の道路への接道等の関係からこのような形状になったと思われるが、本市としては、提案を受けた用地で学校建設に当たっての問題はないと判断したものである。

* 購入予定地の従前の用途について

JRの関係会社である鉄道・運輸機構の用地であったと聞いている。

* 購入予定地における土壤汚染及び埋設物への対応について

過去の地歴から、小学校の建設に当たって新たな土壤汚染処理の必要がないことを確認している。埋設物については、今後設計等を進める中で調査の必要性について検討を行っていく。

* 埋設物等が出た場合の対応について

仮契約において、令和9年3月31日までの間に予見できない形で埋設物等が出た場合については、契約不適合責任として事業者が負担することを定めている。

* 用地購入に当たっての事業者側からの公共設備の整備等の提案の有無について

用地購入に当たっては事業者側から提案を受けていないが、共同住宅の建設に当たっては、市からの要請に応じて保育所の整備を行ったと聞いている。

《意見》

* 不足する保育所等のために、残地の一部分を含んで土地を購入する判断がなされたことについては異なる意見を持っている。また、不整形な土地としての売買により残地補償が生じたことについては厳しい意見を言わざるを得ない。今後の土地の購入の在り方については、市民の理解が得られるよう十分に検討してほしい。

* 残地補償は本来、都市計画道路等の整備により生じるものである。市の裁量で残地補償の適用の範囲を見直すことの可能性等について、制度を所管する建設緑政局と議論し、考え方を整理した上で委員会に報告してほしい。

* 武蔵小杉駅周辺の開発に伴うコンベンションホールの設置等の事例を踏まえ、市として必要な施設の整備等について、契約を進める上で事業者側に要望を伝えてほしい。

* 現在は児童数が増加する見通しであるものの、今後の児童数の減少も見据えて、事後の活用方法をしっかりと検討した上で設計し、事業を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 127 号 令和 2 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第 13 号 少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願」

《審査結果》

取り下げ承認